

赤ちゃんが生まれたら

おめでとうございます。赤ちゃんとの新しい生活が始まりますね。水戸市では安心して子育てができるよう、各種手当、助成を行っています。申請しないと利用できないものばかりですので、忘れずに申請しましょう。また何度も市役所に足を運ぶのは大変なので、一度で済むように必要なものをよく確認してからお出かけください。

必要な手続き

手続き① 出生届

原則お子さんが生まれた日を含めて14日以内に出生届を提出しましょう。

持ち物 出生届、出生証明書、母子健康手帳

場 所 父母の本籍地か住所地、または出生地の市区町村
＜水戸市の窓口＞ ● 市民課（市役所1階1・2・3番窓口）

● 赤塚、常澄、内原出張所（P3の地図参照）

問 合 せ 市民課 TEL 239-3246



手続き② 子ども医療福祉費支給制度（マル福）

健康保険に加入しているお子さんの医療費の一部を助成しています。自己負担金は、外来では医療機関ごとに1日600円（月2回まで）、入院では医療機関ごとに1日300円（月3,000円まで）を医療保険適用分に関して支払います。（入院時の食事代や医療保険適用外分は助成の対象外です。）

対 象 者 ①健康保険に加入していること
②水戸市に住民登録があること
※父及び母・扶養義務者の所得が確認できること

期 間 出生の日から18歳到達後最初の3月31日まで
※毎年お子さんの誕生月に所得の見直しがあります。

場 所 ● 国保年金課（市役所1階22番窓口）
● 赤塚、常澄、内原出張所（P3の地図参照）

持 ち 物 ①お子さんの氏名が記載されている健康保険証
②お子さんと両親及び扶養義務者（同一世帯の祖父母等）の個人番号がわかる書類（マイナンバーカード）

※他市区町村からの転入や単身赴任の場合は課税証明書または非課税証明書（所得がない場合）が必要な場合があります。（父及び母分それぞれ1通が必要）

お子さんの誕生月によって必要な年度が異なりますのでお問合せください。

※状況により、別途必要書類が発生する場合があります。

問 合 せ 国保年金課 TEL 232-9166

手続き③ 出産育児一時金

国民健康保険の被保険者が出産したときに支給します。

支 給 額	産科医療補償制度に加入の医療機関等で出産の場合	50万円
	産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産の場合	48.8万円

※妊娠12週（85日）以上の死産・流産の場合も48.8万円を支給します。

場 所 ● 国保年金課（市役所1階21番窓口）
● 赤塚、常澄、内原出張所（P3の地図参照）

持 ち 物 ①出産された方の国民健康保険証
②領収書のコピー
③直接支払制度の利用がわかる書類のコピー
④母子健康手帳
⑤世帯主または出産された方の通帳等
⑥世帯主の個人番号がわかる書類（マイナンバーカード）

問 合 せ 国保年金課 TEL 232-9166

＜水戸市国保以外の健康保険に加入されている場合＞
勤務先、各健康保険組合等にてご確認ください。

手続き④ 児童手当

令和6年9月分までは中学校修了前(15歳になって最初の3月31日を迎えるまで)のこどもを養育する方を対象に支給します。

支給額 令和6年9月まで(1人当たり月額)

こどもの年齢	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	15,000円
3歳～小学生	10,000円	15,000円
中学生	10,000円	10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として1人あたり月額一律5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、養育している高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童のうち、3番目のお子さん以降をいいます。

申請期間 原則お子さんが生まれた日の翌日から15日以内

支給日 6月、10月それぞれ13日 ※13日が土・日・祝日と重なる場合は、その直前の金融機関営業日に支給します。
※申請や届出の遅れ、消滅届による随時の支払いは6・10月以外になることがあります。

令和6年10月分からは18歳になって最初の3月31日を迎えるまでのこどもを養育する方を対象に支給します。

支給額 令和6年10月から(1人当たり月額)

こどもの年齢	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～小学生	10,000円	30,000円
中学生	10,000円	30,000円
高校生	10,000円	30,000円

※所得制限はありません。

※「第3子以降」とは、養育している22歳年度末まで(22歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童のうち、3番目のお子さん以降をいいます。

申請期間 原則お子さんが生まれた日の翌日から15日以内

支給日 令和6年12月以降の偶数月、それぞれ13日

※13日が土・日・祝日と重なる場合は、その直前の金融機関営業日に支給します。

※申請や届出の遅れ、消滅届による随時の支払いは偶数月以外になることがあります。

持ち物 【申請に必要なもの】※①～④はお子様のものではなく請求者(保護者)本人のものをお持ちください。

①通帳の写し ②健康保険証の写し(厚生年金、各種年金加入の方)

③個人番号のわかるもの ④身分証(運転免許証等) ⑤印鑑(代理の方が申請する場合)

【児童と別居している場合】

上記の①～⑤に加え、お子様が属する世帯の住民票(世帯全員の全部の項目について記載があるもの)

※水戸市内で別居の場合は必要ありません。※これらのほか、世帯の状況により別途必要書類が発生する場合があります。

場所 ●こども政策課(市役所1階)／●赤塚、常澄、内原出張所(P3の地図参照)

問合せ ●こども政策課 TEL 232-9176※養育者が公務員の場合は勤務先から支給されます。詳しくは、勤務先へお問合せください。

	届出の期間	場所	受付窓口	
			平日	土・日・祝日・年末年始
出生届	原則生まれた日を含めて14日以内	父母の本籍地か所在地、または出生地の市区町村	8:30～17:15 市民課1・2・3番窓口 (水曜日のみ19:00まで) 赤塚、常澄、内原出張所 17:15～翌朝8:30 夜間受付(守衛室)	8:30～17:15 休日受付 (市民相談室内)
こども医療福祉費支給制度(マル福)	こどもの保険証ができたらずに	こどもの住民登録地	国保年金課22番窓口 (水曜日のみ19:00まで) 赤塚、常澄、内原出張所	なし
児童手当	原則生まれた日の翌日から15日以内	請求者の住民登録地	こども政策課(水曜日のみ19:00まで) 赤塚、常澄、内原出張所	なし

未熟児養育医療の給付

出生時の体重が2,000g以下、医師から入院が必要と判断された未熟児に対して、医療費の自己負担分の一部を公費で助成する制度です。医療費の助成を受ける場合には、種々の要件がありますのでお問合せください。

問合せ 子育て支援課 TEL 350-1216

小児慢性特定疾病医療制度

国が定める慢性疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とするお子さんの健全な育成を目的として、その治療方法の確立と普及を促進し、ご家族の経済的な負担を軽減するために、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。医療費の助成を受ける場合には、種々の要件がありますのでお問合せください。

問合せ 子育て支援課 TEL 350-1216